

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530016

研究課題名(和文)ドイツ《概念法学》形成過程における法と言語の関係の史的分析

研究課題名(英文)Historical research of the relationship between law and language at the early stage of the German "Jurisprudence of Concepts"

研究代表者

守矢 健一 (Moriya, Kenichi)

大阪市立大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：00295677

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円、(間接経費) 750,000円

研究成果の概要(和文)：《概念法学》の創始者とも目されるF.C.サヴィニの法学は、リュケアットの重要な研究の登場以来、とりわけカント以降の観念論哲学との関係での研究が、まさにサヴィニの言語使用の分析を通して進められてきた。しかしサヴィニの法学の典型である古典ローマ法学について、サヴィニがローマ共和政からの、国制史的断絶を超えた有機的発展の成果であることを強調するとき、この構想の背後に、市民的人文主義以来の問題構成が鮮やかにあらわれる。こうした大きな見通しを史料的に補強するために、サヴィニの重要な作品『使命』の厳密な翻訳を行うとともに、サヴィニのタキトゥスおよびF.ベイコンとの関係を明らかにする仕事を執筆しえた。

研究成果の概要(英文)：F.C.Savigny's legal theory, which gave a decisive foundation of the German "Jurisprudence of concepts", has been investigated since the important studies by J. Rueckert in reference to the then forming post-Kantian Philosophy with special attention to the use of language. His legal thought is, however, carried deeply on his confidence in the continuous and organic legal evolution from the Roman Republic to the Empire in spite of the serious constitutional break. This observation leads us to the hidden relevance of the Civic Humanism (H. Baron) to the thought Savigny's. In order to proof this insight historically, I have tried and partially published the exact translation of Savignys famous book "Beruf" into Japanese. In order to put our mentioned observation to the proof by the European specialists, I have written a research paper on Savigny's attitude toward both F. Bacon and Tacitus in German language.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：ヨーロッパ法史 古代と近代 言語 市民的人文主義 タキトゥス主義 サヴィニ

## 1. 研究開始当初の背景

本件科研の申請を行ったときの考えはこうであった。わたくしは、ドイツ・フランクフルトのゲーテ大学における客員教授として、2009年から2010年にかけて、同大学西洋法制史担当教授ヨアヒム・リュケアト(Joachim Rückert)とも協力しながらサヴィニ研究(Adversariaの編集)を進めると同時に、サヴィニの著名な書物『立法と法学とに寄せるわれわれの時代の使命について』を素材とする講義を行った。その過程で、最初はサヴィニの法学との対比を際立たせるために、ゲオルク・フリードリヒ・プフタのローマ慣習法把握とサヴィニの慣習法把握との比較を試みたが、フランクフルトの優秀な中世史家クリストフ・マイヤ(Christoph Meyer)の勧めもありディルクセン(H.E.Dirksen)という、現在では法学史では思い出す者も少ない、しかし個性的な学者の作品をも読むようになった。ディルクセンは、ローマ法について、共和政期と帝政期に大きな断絶を見る。サヴィニはこれに対して連続線を見る。プフタはこの連続線をドグマ化する。このような理解を得て、既に、2010年にプフタの慣習法論についてドイツ語論文を執筆し、これは、法制史研究では最も権威のある、いわゆるサヴィニ雑誌に掲載された(2011年)。

## 2. 研究の目的

上記の背景に照らして、ディルクセンを対比させてサヴィニを解釈するならば、サヴィニの法学を、またいわゆる概念法学を、歴史的により相対化できるのではないかと、というのが本研究の当初の目論見であった。ディルクセンとの比較を一方の、Adversariaの編集を他方の、車の両輪として研究を進める予定

であった。この研究は、まずはヨーロッパ全土に、そしてさらに日本にも大きな影響を与えた、ドイツ法学の思考の大きな傾向というものを解明することも目指していたのである。

## 3. 研究の方法

従って、研究の方法は最初からかなりはっきりしていた。すなわち、文献学的に精緻な、サヴィニの、またディルクセンの解読およびその解読の結果の突き合わせ、というのに尽きる。

## 4. 研究結果

すでに、科研採択の一年目から、上記の研究目的は、問題関心にいささかのぶれもないにも拘らず、大きな修正を余儀なくされた。その過程は、率直に言って、ヨーロッパ史の怖ろしさをまざまざと感じさせるものであったと同時に、我が身の不明を愧ずるほかはない。

19世紀のドイツ法学は、ヨーロッパ全体の法学にとって大きな影響力を持ったことは否定できない事実であり、だからこそ日本の近代化にも大きな意味を持った。その生成過程の歴史的解明は急務であり、既に、わたし自身、ドイツ語で公表された博士論文以来、常にこの課題を意識して研究してきた。繰り返すが、この点にはぶれはないのである。

サヴィニの法学を相対化するといっても、そのためにはこの法学を精密に理解することが何よりも必要である。そこでこのことに真剣に取り組み、現在、『立法と法学徒に寄せるわれわれの時代の使命について』の厳密な対訳を作成し、少しずつ公表しているところである。この対訳には詳細な訳註が施されている。その対訳作成過程で改めて気づかされた

のは、サヴィニにおける共和政期から帝政期に至る私法学の連続性論は、決して単純なものではないということである。サヴィニは共和政期から帝政期に至るにあたって、国制史的な断絶のあることをはっきりと認めている。そこで、連続線は、市民法の領域のみに認められている。これは『使命』翻訳の過程で、翻訳の含意を明らかにするために精読した、ローマ法史に係るサヴィニの凝縮力の高い、多くの小さな個別研究においても、常に維持されている観方であり、またかれの実定法学上の大作『現代ローマ法体系』にもその観方は活かされており、要するに、上記の特異な連続線論の射程は、思いのほか広いのである。ディルクセンは、アカデミックな歴史学者に徹するところがある。それはそれで極めて魅力的なのだが、法学者であるサヴィニの場合、ことは単純でなかった。大学の近代化と相俟って、法学の近代化という、政治にも大きくかわる課題から、かれがのがれることはできなかったからである。

ドイツの 19 世紀前半の法学の解明という目的に照らして、研究の方向を大きく転換せざるを得なくなった。サヴィニのテキストの場合、文字に明示的に書かれたことだけからその意味内容を特定することが、むしろ危険でないかと考えるに至ったからである。法は言語によって成り立っている。従って法の言語との関係の詰めた分析は必要だ。しかしこの関係を単純に理解することはできない。

レオ・シュトラウスを俟つまでもなく、行間に自らの思想を書き込む、文字に直接はあらわさないで、しかも、書く、という不思議な技術の伝統は存在する。思想検閲が厳しくなればその技術は深化し高度化する。その伝統は、遅くともタキトゥスにおいては確認で

きる。帝政期のローマで、すなわち、率直さを禁ぜられた社会にあって、如何に自己に正直に書くか？この課題に取り組んだタキトゥスが、近世において、とくに 16 世紀から 17 世紀への転換期に、当時次第に強まる反キケロ主義と相俟って、好んで読まれるようになるのは偶然でない。そしてサヴィニはタキトゥスを読み、またベイコンを読む法学者なのであった。

サヴィニの、近世思想家との隠れた関係、また帝政期ローマ初期の歴史家との隠れた関係を、よりよく理解するために、ハンス・バロン (Hans Baron) の有名な「市民的人文主義」の観念に対する理解を深めることをも迫られた。また、ミヒャエル・シュトルアイス (Michael Stolleis) の重要な近世公法史研究にも改めて取り組むことが必要となった。

サヴィニの法学については、リュクアトによる重要な研究以降、主として 18 世紀から 19 世紀への世紀転換期に大きな発展を遂げるカント以降の観念論哲学との関係が強調されるに至っている。これに対して、わたしの研究は、サヴィニの法学が、近世の公法学の伝統とも隠れた関係があることを明らかにしようとしており、この点で、結果的に、サヴィニ研究においても、またドイツ近代法史研究においても、ヨーロッパの現代の法制史の水準に合致したレヴェルにおいて、新機軸を提出し得ると考えている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

Savigny und Bacon. Zur  
ideengeschichtlichen  
Vielschichtigkeit von Savignys

„Vom Beruf unsrer Zeit für  
Gesetzgebung und  
Rechtswissenschaft“.  
(forthcoming) 2013年5月のスト  
ックホルムでの講演が基になっ  
ている。査読有。

Zur Geschichte der  
Savigny-Forschung in Japan  
zwischen 1880 und 1945, in:  
„Savigny international?“ hg. von J.  
Rückert und Th. Duve, Frankfurt  
am Main (forthcoming). 2011年  
11月、フランクフルトでの講演が基  
になっている。査読有。

「『使命』における、サヴィニの慣  
習法論について」査読無、法学雑  
誌第60巻(2014)、381-415頁所収。

「理論と自由」UP495号(2014)、  
18-24頁所収。査読有。

Zum römischen Gewohnheitsrecht  
bei Georg Friedrich Puchta, in:  
ZSS rom. Abt., 128 (2011), S.  
298-328. 査読有。

「日本における解釈構成探究の一  
例 磯村哲の法理論の形成  
過程」松本=野田=守矢編『法発  
展における法ドグマティックの意  
義』(2011)、3-25頁所収。査読有。

〔学会発表〕(計2件)

発表者名：守矢健一、発表表題：Zur  
ideengeschichtlichen  
Vielschichtigkeit von Savignys  
„Vom Beruf unsrer Zeit für  
Gesetzgebung und

Rechtswissenschaft“、シンポジウム  
名：Die idealistische Philosophie  
und die Juristen. Eine  
rechtshistorische Tagung in  
Stockholm、発表年月日：2013年  
5月31日、発表場所：スエーデン、  
ストックホルム大学  
発表者名：守矢健一、発表表題：Zur  
Geschichte der  
Savigny-Forschung in Japan  
zwischen 1880 und 1945、シンポジ  
ウム名：„Savigny international?“、  
発表年月日：2011年10月25日、発  
表場所：ドイツ、ゲーテ大学(フラ  
ンクフルト)

〔その他〕(計8件)

マティアス・ハーバサク「ヨーロッ  
パ連合と法の役割 展開、状  
況、展望」同志社法学第65  
巻5号(2014)、1-22頁所収。査読有。  
ロルフ・シュテュルナー「古典的自  
由主義と現代民事訴訟」民商法雑誌  
第148巻(2013)、1-33頁  
所収。査読有。

Reutter, W.P., „Objektiv  
Wirkliches“ in Friedrich Carl von  
Savignys Rechtsdenken,  
Rechtsquellen- und  
Methodenlehre (= Savignyana.  
Texte und Studien 10/ Studien zur  
europäischen Rechtsgeschichte  
263). Vittorio Klostermann,  
Frankfurt am Main 2011. XIX, 478  
S. in: ZSS rom. Abt. 130 (2013),  
716-723. 査読有。

グンター・トイブナー編 / 村上淳  
一・小川浩三 訳『結果志向の法思考  
利益衡量と法律家的論証』(東京大学  
出版会、2011年)『法制史研究』第  
62号(2012) 270-280頁(実際の  
公刊は2013年) 査読有。

F.C.サヴィニ『立法と法学とに寄せ  
るわれわれの時代の使命について』  
(その二)法学雑誌第60巻(2013)、  
156-172頁所収。査読無。

同(その一)法学雑誌第59巻(2012)  
281-298頁所収。査読無。

『ドイツ法入門』改訂第8版 2012  
年、有斐閣) 村上淳一 = 守矢健一 /  
ハンス・ペーター・マルチュケ  
「法発展における法ドグマーティク  
の意義 日独シンポジウム」  
(2011年、信山社)(但し、松本博  
之、野田昌吾との共編著)

## 6. 研究組織

### 研究代表者

守矢 健一 (Moriya, Kenichi)  
大阪市立大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号 : 00295677